

令和5年度第2回
千葉県青少年問題協議会
議事録

令和5年度第2回
千葉県青少年問題協議会

日 時 令和6年3月19日（火）午前11時から正午まで
開催場所 千葉県教育会館
出席者数 13名
出席委員 貞廣齋子委員、嶋崎政男委員、上條理恵委員
阿部学委員、中村実委員、川本菜穂委員
星見和子委員、木村得道委員、黒坂典雄委員
県出席者 子育て支援課：高野順子副参事兼こども未来室長
県民生活課：轟洋子課長、野山敦子子ども・若者育成支援室長、
小安雄二主査

議題等次第

- 1 開 会
- 2 挨拶（轟県民生活課長）
- 3 議事・報告等
 - （1）こども基本法・こども大綱等について
 - （2）（仮称）千葉県こども計画の策定について
 - （3）第4次千葉県青少年総合プランの評価方法について（協議）
- 4 その他
- 5 閉 会

～ 会議の成立 ～

【司会】

それではただいまから令和5年度第2回千葉県青少年問題協議会を開催いたします。

私は、本日進行を務めます県民生活課子ども・若者育成支援室の小安と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本協議会は公開とさせていただきます。

次に会議の成立について御報告いたします。

本日は、全委員11名のうち、9名の御出席をいただいております。委員の過半数を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第3条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、宮崎委員、三部委員については、所用のため、本日欠席との御連絡をいただいております。

～ あいさつ ～

【司会】

それでは会議に先立ちまして、轟県民生活課長より御挨拶を申し上げます。

【県民生活課長】

環境生活部県民生活課長の轟でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、千葉県青少年問題協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より、本県の青少年施策に御協力、御尽力をいただいておりますことに対して、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

さて、昨年10月に開催した第1回目の会議では、前計画である「第3次千葉県青少年総合プラン」の5年間の指標の達成状況などについて報告させていただきました。

本日は、前回の議論も踏まえ、今年度からスタートしました「第4次千葉県青少年総合プラン」の評価方法について御協議いただきます。

また、皆様御承知のとおり、昨年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

それにより、青少年総合プランの基となる「子供・若者育成支援推進大綱」と「少子化社会対策大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が「こども大綱」に一元化されることとなりました。

そこで、本日は県の担当課である子育て支援課から、国の動向を踏まえた県の方向性について説明いたします。

委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見や御助言をいただきたくお願い申し上げて、あいさつとさせていただきます。

～ 議事録署名人の指名について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は、千葉県青少年問題協議会運営要綱第3条第1項の規定により、会長が行うこととなっております。貞廣会長よろしくお願いたします。

【議長】

皆様、おはようございます。千葉県青少年問題協議会の会長を仰せつかっております、貞廣でございます。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

はじめに、本会議の議事録署名人を決めたいと存じます。議事録署名人は事務局から指名ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

では、事務局の方で御指名をお願いいたします。

【事務局】

事務局といたしましては、上條委員と木村委員にお願いしたいと思っております。

【議長】

それでは、上條委員と木村委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

(了承)

では、お二方、よろしくお願いたします。

～ 議事・報告等（1）こども基本法・こども大綱等について ～

【議長】

それでは早速次第に従って進めます。議事・報告等の「（1）こども基本法・こども大綱等について」に参ります。子育て支援課より御説明をお願いいたします。

【子育て支援課】

こども基本法・こども大綱の概要について御説明させていただきます。

着座で説明させていただきます。

お手元の配付資料の1頁をお開きください。

まず、こども基本法について御説明します。

委員の皆様におかれましては、御存じの方も多いと思いますが、昨年4月1日に内閣府の外局としてこども家庭庁が創設され、同日付けでこども基本法が施行されました。

こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法です。

四角で困っているところですが、「こども基本法」における「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と規定されています。

法令において、年少者又は若年者を表すものとして、「子ども」「児童」「青少年」といった用語が使用されていますが、その定義や対象年齢は各法令により様々です。

一方で、困難を抱えるこどもや家庭に対するこれまでの支援については、支援の対象年齢を区切っていることで支援が途切れがちになる「年齢の壁」などによって、必要な支援が抜け落ちてしまうといった課題が見られたことから、こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないうよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

また、米印の2番目ですが、「こども施策」とは、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」をいうと規定されています。

まず1番目に「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すとされ、「一体的に講ずべき施策」とは、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する施策並びに「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策を指すとされています。

このように、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育、雇用、医療施策等、幅広い施策が含まれていると解されています。

次に、(2) こども基本法の6つの基本理念について御説明します。

1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。

上記に加え、こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、5号ではこどもの養育について、6号では子育てについて、それぞれ、定められています。

こどもの権利については、1994年（平成6年）に、日本政府が「児童の権利に関する条約」を批准して以降、子どもの権利に関する国内法の整備を求める声がありました。

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」の基本理念においては、子ども・若者について、「個人としての尊厳が重んぜられ」「不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること」「その意見を十分に尊重し」「その最善の利益を考慮すること」等が規定され、平成28年の児童福祉法の改正では、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有すること」が総則に明記される等、個別の法令で「児童の権利に関する条約」の精神や理念にのっとった規定の整備がありました。が、子どもを権利の主体として明確に位置付け、福祉等、特定の分野だけでなく、教育や医療等、こどもに関する分野を幅広く捉え、その権利を保障する総合的な法律がなかったことから、今回、こども家庭庁の創設に合わせ、こどもの権利を、包括的に保障する「基本法」という法形式でこども基本法が整備されたものです。

次に（3）こども基本法における地方公共団体の責務について御説明します。

こども基本法では、国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの状況に応じた施策を策定し、実施するという責務が規定されています。

また、都道府県は国のこども大綱を勘案し、当該都道府県の区域におけるこども施策についての計画、都道府県こども計画を定めることについて、努力義務が規定されています。

こども大綱並びに都道府県こども計画については、後ほど、説明させていただきます。

また、基本理念の第3号「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」を踏まえ、国及び地方公共団体には、こども施策の策定・実施・評価にあたっては、当該こども施策の対象となるこども、こどもを養育する者、その他の関係者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが規定されています。

このこども等の意見を反映させるために必要な措置については、四角の囲みにあるとおり、具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなります。

つまり、聴取したこどもの意見をすべて施策に反映させるということではなく、当該施策の目的等の考慮要素と比較衡量し、こどもの最善の利益を実現する観点から合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得るということです。

資料には記載されていませんが、このこども等の意見の反映については、こども家庭庁が「こども・若者の政策反映に向けたガイドライン」を策定中です。

ガイドラインの案は、先月、2月19日から今月の3月6日まで、パブリックコメントが実施されていました。

ガイドラインの案では、なぜこども等の意見を聴き、反映することが大事なのか、ということで、こども・若者と社会にとって、大きく2つの意義があると記載されています。

1つ目の意義としては、「こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」こと。

2つ目の意義としては、「こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資する」ということです。

その他、聴取した意見については、どのように施策に反映されたのか、あるいは、なぜ反映されなかったのかについての理由等を、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましいとされています。

最後に「関係機関・団体等の有機的な連携の確保」ということで、地方公共団体に対し、関係機関相互又は関係機関及びこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保等についての努力義務規定があります。

この地方公共団体の連携の確保の手段として、協議会を組織することができることとされていますが、新たな協議会の設置を求めているというのではなく、例えば、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援地域協議会、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議等が該当するとのこと。

こども基本法の概要については、以上になります。

続きまして、「こども大綱」について御説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。

「こども大綱」は、こども基本法に規定があり、国がこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもので、昨年12月22日に閣議決定されました。

こども大綱につきましては、(2)国の大綱の一元化、ということで、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化されました。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことになるということです。

また、こども大綱の閣議決定に伴い、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱は廃止となっています。

また、国会への年次報告として作成されていた「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」も「こども白書」に一本化されることになっています。

こども大綱の内容につきましては、ボリュームがあるので、申し訳ありませんが、今回、構成のみを4頁・5頁に別紙として記載させていただきました。

4頁の第2のこども施策に関する基本的な方針としては、記載のとおり、6つの柱が定められました。この6つの柱については、日本国憲法、こども基本法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、整理されたものです。

また、第3のこども施策に関する重要事項については、「ライフステージを通じた重要事項」と「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」に分けて規定されています。

「ライフステージを通じた重要事項」については、国が、こどもの誕生期からおとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの間を通して縦断的に実施すべきもの、また、全てのライフステージに共通する事項として取り組む施策が示されています。

「ライフステージ別の重要事項」については、学童期・思春期、そして青年期と3つのライフステージに分け、それぞれの時期に応じて取り組む施策が示されています。

「子育て当事者への支援に関する重要事項」については、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることがないように、また、ゆとりをもってこどもに向き合えるようにするために取り組む施策が示されています。

第4のこども施策を推進するために必要な事項については、先ほど、御説明した「こども等の意見の反映」に関し取り組む施策等が示されています。

そのほか、資料に記載しておりませんが、今後5年間の数値目標として12の目標が示されております。例えば、「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）について、令和4年のこども家庭庁の調査結果の60%から70%とする、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこどもの割合について、令和5年のこども家庭庁の調査結果の20.3%から70%とする等の目標が示されています。

こども大綱については以上となります。

最後に、3頁にもどっていただき、3の都道府県こども計画についてですが、こちらは、こども基本法の地方公共団体の責務のところでも御説明したとおり、都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を策定することについての努力義務が規定されているほか、こちらに記載のとおり、都道府県こども計画は、以下の計画と一体的に作成することができるという規定が定められており、一体的に作成することができる計画として、①都道府県子ども・若者計画、②子どもの貧困対策の推進に関する計画、③その他法令の規定により都道府県が

作成する計画であって、こどもに関する事項を定めるもの、例えば子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画等が規定されています。

この規定は、こども大綱が、子供・若者育成支援推進大綱と子供の貧困対策に関する大綱を一元化したことに合わせ、こども計画においても、子ども・若者計画と子どもの貧困対策の推進に関する計画を一体的に作成することができるものと考えられます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

【議長】

はい。ありがとうございました。こどもに対する支援を政策領域で項目立てるのではなく、こどもを真ん中に据えてシームレスに、政策領域としても支援する、総合的に支えていくという大綱になっているかと思います。ここまでの説明で、御不明な点等がありましたら、御発言をお願いします。

【委員】

こどもの意見聴取についてお伺いします。

昨年12月に閣議決定された「こども大綱」においては、こども施策に関する基本的な方針として「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」としており、本県のこども計画の策定にあたって、こどもの意見を聴取するとの御説明をいただきました。

一口にこども・若者と言っても、いじめ・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者や、社会的養護や医療的ケアが必要なこども・若者など、自らの意見を持ち、表明することが難しいこども・若者も多いと思います。

すべてのこども・若者が安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させることは、大変、重要なことと考えております。

(仮称)千葉県こども計画の策定にあたって、こども・若者の意見をどのように聴取し、その結果をどのように施策に活かそうとしているのでしょうか。

【議長】

今御質問いただいたことについてはこども大綱とこども基本法を千葉県でどう実装するか、という御質問だと思いますので、議題(2)でまとめてお答えいただくほうがよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【議長】

貴重な御意見、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

では、実際に千葉県のこども計画を検討する上で、また戻ってということであれば、御質問いただければと思います。

～ 議事・報告（２）（仮称）千葉県こども計画の策定について ～

【議長】

では、もうすでに委員から頭出しをしていただいた、議事・報告等（２）「（仮称）千葉県こども計画の策定について」、資料をもとに事務局より説明をお願いします。

【事務局】

県民生活課です。よろしくお願いいたします。

私からは、お配りしました資料２又は画面をもとに御説明させていただきます。

先ほど子育て支援課から説明がありましたとおり、令和５年１２月に国のこども大綱が閣議決定され、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されることとなりました。

こども基本法第１０条において、都道府県はこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めるよう努めるものとしてされており、今月以降、こども計画策定についてのガイドラインが国から提示されると聞いております。

県といたしましては、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、県のこども施策の共通の基盤となる計画として、令和７年度から令和１１年度を計画年次とする（仮称）千葉県こども計画を策定する予定です。

こども計画の策定に当たっては、広くこどもの意見を聴取するとともに、それぞれのプラン・計画を審議する会議において御意見をいただきたく、当協議会の委員の皆様からも御意見を頂戴したいと考えています。

計画、策定に当たっては、国のこども大綱を勘案し、①第４次千葉県青少年総合プラン、これは昨年度皆様に御協議いただいた計画で、県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画で、計画期間は令和５年度から９年度までの５年間の計画です。

②千葉県子ども・子育て支援プラン２０２０、これは「子ども・子育て支援法」に基づき市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、「次世代育成支援対策推進法」に基づき子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策の方向性や目標を定めた「新千葉県次世代育成支援

行動計画（前期計画）」を継承し、一体的な計画として策定したもので、プランの期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。

子ども・子育て支援プランの内、次世代育成支援行動計画の部分については、次世代育成支援対策千葉県協議会の、千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の部分については、千葉県子ども・子育て会議の意見を聴いて、進行管理をしております。

③千葉県子どもの貧困対策推進計画、これは「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定する都道府県計画で、千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会で審議することとしております。

これらの計画を一体的に策定する方向で検討したいと考えております。

青少年総合プランと子ども・子育て支援プランは、重なる部分も多いのですが、青少年総合プランは青少年の健全育成、子ども・子育て支援プランは、保育所等の提供体制の整備や母子保健・少子化対策と、視点が異なるため、左側の薄い黄色の部分、母子保健や周産期医療など妊娠から出産までと、右側の薄い黄色の部分、18歳以上の若者施策の部分については、両プランに含まれる施策、どちらか一方にしか含まれない施策等が混在しています。

子どもの貧困対策推進計画は、こどもの貧困の解消という政策目的により策定された計画であるため、子ども・子育て支援プランのみに含まれる施策、青少年総合プランのみに含まれる施策、両方に含まれる施策等、さまざまです。

県といたしましては、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、これらを一体化して、(仮称)千葉県こども計画を策定することを検討してまいりたいと考えております。

なお、計画策定に当たっては、国において現在計画作成ガイドラインを策定しているところであり、国のガイドラインを待って県内部で検討し、委員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

策定にあたっては、こどもからの意見聴取が大きな特徴となっています。

については、第4次千葉県青少年総合プランを県こども計画と一体的に作成する方向で検討をすることについて、皆様からの御意見等を伺いたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

【議長】

はい。ありがとうございます。

皆様に御意見いただく前に、有識者会議の有りようはどのようなのでしょうか。既存の有識者会議も統合されるのでしょうか。

【子育て支援課】

有識者会議の在り方については、検討中です。また方向性等がまとまりましたら、皆様にお諮りしたいと思います。

【議長】

計画と連動しますね。

では、今御説明いただいた今後の方向性について、特に先ほど委員に頭出ししていただいたこどもの意見を適切に聴取し、またそれを施策に反映していく方針等について、事務局からお願いします。

【子育て支援課】

委員から御質問のあったこども計画の策定、意見聴取、施策反映についてですが、令和6年度当初予算で、小・中・高校生のこども5万人を対象にした、webでのアンケート調査を予定しております。これは、教育庁に協力いただき、各校でチラシを配布し、スマホやタブレット等で二次元コードを読み込み回答してもらうことを予定しています。このアンケートについては、幅広い意見を聞くという形で考えておまして、「こどもの権利について知っていますか」とか、「相談相手はいますか」、「どのような社会になればよいと思いますか」等、15項目程度のwebアンケートをとりたいて考えています。

2つ目としまして、アンケート調査は幅広く意見を聴取することが目的のため、それとは別に、困難な状況にあるこどもたちに対し、千葉県職員が出向いて直接意見を聞く、ということを考えています。どの団体に出向いて意見聴取するかは調整中です。

最後に、こども、子育て、若者を支援している関係団体の皆様からも意見を聴取したいと考えています。

意見の反映につきましては、有識者会議の皆様の御意見を伺いながら、意見を施策案に反映させたり、反映することが難しい、例えば暴力的な要望等は反映できないので、一つ一つ確認し整理した上で、委員の皆様の御意見を伺いたいと考えています。

【委員】

わかりました、ありがとうございます。

有識者会議からの意見聴取について話がありましたが、有識者会議の中には千葉県青少年問題協議会も含まれています。また、今後の意見聴取の在り方については、かなり検討を加えなければならないと思いますので、協議会に伺う際には、意見を反映させるための聴取の機会であるにとらえ、心して伺いたいと思います。

【議長】

こどもからの意見聴取は、こども計画の目玉の一つですけれども、これに限らず、千葉県こども計画に統合していくことについて、御質問・御意見等あれば、お出しいただければと思います。

【委員】

第4次青少年総合プランは、今後、策定される（仮称）千葉県こども計画に統合されるとのことですが、プランの指標や重点事業などはどのようにしてこども計画に引き継がれていくのでしょうか。

【議長】

重要なことです。これは、おそらく議題（3）にも係ってくることです。子育て支援課よりお願いします。

【子育て支援課】

第4次青少年総合プランで設定されております指標や重点事業につきましては、こども計画と青少年総合プランを一体化する際、青少年総合プランの理念や趣旨を踏まえた上で、原則としてこども計画の指標や重点事業として引き継ぐことを予定しております。

いずれにしても、委員の皆様のお意見を伺いながら進めてまいりたいと考えています。

【委員】

はい。ありがとうございます。

【議長】

いずれにしても、こども計画に指標等を統合できるまでは、青少年総合プランのスキームで評価する、ということで議題（3）がある、ということでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【議長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

アンケート、関係機関等へのヒアリング、新たな取組として、とても良いと思います。新しい施策ですので、新たな取組も重要ですが、例えばこれまでの学力・学習状況調査でのこどもたちの意見とか、これまでに集約された意見もたくさんあると思います。そういったものもできるだけ幅広く集められると良いかと思います。

【子育て支援課】

貴重な御意見ありがとうございました、参考にさせていただきます。

【議長】

これまでに集約した意見も財産ですから活用してください、という御意見でした。他にいかがでしょうか。

【委員】

具体的に、どこにも所属していない若者の問題があると思います。また、大学生、すでに就労している若者にはどう意見聴取するのか、ということも考えていただきたいと思います。所属している若者は問題ないと思いますが、どこにも所属していない若者たちへの意見聴取については、広報していかなければならないと思います。意見聴取の対象は、学職で区切るのでしょうか、年齢で区切るのでしょうか。

【議長】

県の捉え方としてはいかがでしょうか。

【子育て支援課】

年齢で区切るということは考えていないのですが、御指摘のとおり、困難な状況にあるけれども支援の求め方がわからなかったり、あえて呼ばなかったり、そういった層が一定数いることは理解しております。その層に対してどのようにアプローチしていくのかということは、大学生も含めて検討させていただきたいと思います。

広報する、ということも一つの案かと思います。

【委員】

そう思います。例えば20歳までの若者の意見を聞きます、というような形で二次元コード等あれば、子どもたちが集まったときに興味を引くのでは、と思いました。そうすると、学校を途中でリタイアした若者たちが、駅等で集まった際に、100%は無理かもしれませんが、スマホ等で参加できるのかなと思います。また漠然とした「子どもからの意見を聞く」というところから、どのようにまとめていくのかということもあります。子どもたちに本来の趣旨が伝わるのかということも、子どもたちに説明しなければ、子どもたちが中心にいないまま、大人だけが周りで動いているような状況にならないか、絵に描いた餅にならないようにしなくてはと思いました。

【議長】

今の御意見は、おそらく広報の問題と支援の問題とあるかと思います。支援の方であれば、バイネームで把握してアウトリーチで支援するということもあるかもしれませんが、広報は別かと思います。計画策定の前に、重要な観点として抑えていただければと思います。

【委員】

私も、そこが気になりました。小・中・高校生は、学校で説明があって子どもたちに意見を聞くことが可能だと思います。高校生は、県立でしょうか。私立も入るのでしょうか。

【議長】

それは今後検討いただきたいと思います。

【委員】

また、就学していない、就職している子どもたちの意見は、非常に貴重だと思います。また学校内の考え方とは違った、社会に出たときの考え方も出てくると思います。子どもの意見を聞くことは非常に良いのですが、社会に出ているなりの考え方が出てくれば、効果が出るのではないのでしょうか。

【議長】

私立の学校については、学事課とも調整いただければと思います。

【委員】

私、千葉県社会福祉審議会の児童処遇部会に関わらせていただいています。そこでは、児童養護施設の入所等に関する事を協議するのですが、そこでも子ども計画の中で、どう子どもたちに意見を聴取するのか、という話題がありました。どのように、そういった子どもたちにも平等に意見を聴取するのか、義務教育を受ける権利を与えるのか、ということ部会長や委員の方が仰っていました。施設に入れない、入れたくても入れられない子どもたちも含め、大変な計画づくりではあると思いますが、そこが重要になってくると思います。

また、こういった計画は、どうしても担当課だけの話になってしまいがちです。教育委員会、知事部局等様々な人たちが関わった上で計画を策定することと併せて実施していくことが大切であると思います。

平成16年から我孫子市では、我孫子市子ども総合計画を実施しています。他の自治体でもこういった計画があるかと思いますが、実際の支援やアンケート等、地元の地方自治体で生活している子どもたちや若者ですので、県の計画と整合性についても考えていかなければならないと思います。

【議長】

ありがとうございます。計画をいかに適切に策定するかという貴重な御意見だったと思います。おそらく、またこれについては御意見を伺うチャンスがあるかと思っています。

今後、国のガイドラインが出るようですが、国の動向に従い各計画を統合し、これまでの意見を踏まえ適切な内容で作っていただくという方向でよろしいでしょうか。

(委員了承)

【議長】

ありがとうございます。他にも御意見あれば事務局に寄せていただくか、また今後も、何らかの形で、計画策定にあたり皆様の御意見を頂戴するチャンスもあるかと思っていますので、貴重な御意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

～ 議事・報告等（３）第４次千葉県青少年総合プランの評価方法について ～

【議長】

それでは、議事・報告等（３）の「第４次千葉県青少年総合プランの評価方法について」、事務局より説明を願います。

【事務局】

（３）第４次千葉県青少年総合プランの評価方法について御説明いたします。

A 3の資料3、カラーの「第４次千葉県青少年総合プラン 施策体系」を御覧ください。

当プランは、情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化している状況を踏まえ、青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むために国の大綱を勘案して策定したものです。

第４次プランは、令和５年度からとなっており、対象者は乳幼児期から概ね３０歳未満の青年期、施策によっては、４０歳未満のポスト青年期までとなっております。施策の展開としましては、資料３の図に記載されているとおり、「４つの柱」のもとに「８つの基本目標」、それらを実現するために「２０の基本方策」を定めております。

２０の基本方策には、２９の関連指標が紐づいており、それに関わる事業を３２事業位置付けています。その他に、３２事業を含めた２３３の関連事業があります。

次に、A 4 横の資料 4 を御覧ください。

第 4 次千葉県青少年総合プランの評価に係る方針について御説明します。

第 4 次千葉県青少年総合プランは、(仮称) 千葉県こども計画として一体化される方向で検討いたしますが、こども計画がスタートするまでは、第 4 次プランに位置付けた指標や事業については切れ目なく推進していく必要があります。そのため、青少年プランで設定した指標や重点事業について、評価方法を改善し、委員の皆様から御意見をいただきながら自己評価・外部評価を実施し、見直しを図ってまいります。

続きまして、第 3 次プランの評価からの見直しについて御説明します。

2 ページを御覧ください。第 3 次プランでは、1 4 5 の関連事業の進捗管理と 3 2 重点事業の外部評価を実施してまいりました。その結果、1 4 の関連指標のうち 8 指標、全体の 6 割が目標未達成でした。これは、新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、関連指標の進捗状況に着目して評価しておらず、目標達成に向けてどう取り組むのか、という視点が足りなかったことが要因であると考えます。

そのため、第 4 次プランでは、評価方法を見直し、重点事業だけでなく、指標の進捗状況に係る要因分析やそれに関する自己評価・外部評価を行うべく、評価シートの様式を見直しました。様式については後ほど説明します。

次に、第 4 次プランの評価方法(案)について御説明します。3 ページを御覧ください。(仮称) 千葉県こども計画が令和 7 年度からスタートした場合、第 4 次プランはこども計画に継承されますので、第 4 次プランの評価は、事業年度としては令和 5 年度の事業を 6 年度に、令和 6 年度事業を 7 年度に自己評価と外部評価を実施する予定です。

左側の自己評価ですが、毎年度、第 4 次青少年総合プランの全 2 9 指標及び指標に紐づく全 3 2 重点事業について評価シートを作成し、自己評価を行います。実際の 2 9 指標及び指標に紐づく 3 2 重点事業については、先ほど御説明しました【資料 3 第 4 次プランの施策体系】及び【資料 6 第 4 次プラン関連指標及び重点事業】にありますので、後程ご覧ください。また、第 4 次プランの全 2 3 3 事業については、事業の概要・実施結果や予算・決算について進捗管理を行います。

右側の外部評価ですが、第 4 次プランの全 2 9 指標及び指標に紐づく全 3 2 重点事業について、事前に委員の皆様から御意見を伺います。その後、青少年問題協議会において、委員の皆様から御意見のあった指標や進捗状況の悪い指標などについて外部評価を実施します。

評価スケジュール(案)について御説明します。4 ページを御覧ください。評価は、事業終了翌年度、令和 6・7 年度に実施します。

5 月頃、事業担当課において、関連事業の進捗管理及び指標・重点事業評価シートを作成します。その後、指標・重点事業評価シートを委員の皆様へ送付し、

事前に御意見を伺います。9月頃、青少年問題協議会において、事前に御意見をいただいた指標・重点事業評価シートを用いて、指標の達成状況やそれに紐づく重点事業について意見交換を実施します。10月頃、事業の進捗状況や指標の達成状況、評価等について、県HPを通して県民に公表します。

【資料5 第4次千葉県青少年総合プラン 令和〇年度指標・重点事業評価シート】を御覧ください。評価シートの中に「1 指標の達成状況」を冒頭に記載するようにしました。指標の達成状況については、グラフでも示すようにし、目標に対して現状がどの位置にあるのかわかりやすくしました。青の点線が目安、オレンジの実線が実績値です。目安である青の点線は令和9年度までございます。令和9年度の目標値、グラフでは54と記載しておりますが、この目標値は、昨年度御了承をいただいております、変更することができません。それに対し、実績値については先ほど申し上げましたとおり、令和5年度、6年度の実績を記載することとなります。青の点線に対し、オレンジの実績が上にあるか、下にあるかで、目標通り順調に進展しているかどうかを見ていただくものです。

また、その指標の達成状況に関する要因を分析する欄を設けて要因を分析するとともに、目標達成に向け、事業の課題をしっかりと把握し、内容の見直しや改善が図れるよう、「要因分析等を踏まえた課題」や「課題を踏まえた今後の取組方針」の欄に記載することといたします。また、事前に委員の皆様からいただいた御意見を基に、協議会で議論した結果を取りまとめて、「委員意見」として評価シートに記載することを考えています。

事務局からの説明は、以上となります。

【議長】

ありがとうございます。進捗をモニターし分析できるような評価シートの書式に変更するという、またそれに則って皆様方の御意見を反映された外部評価を行うということ、また全体的にこのスキームを進めていくということについて、御意見伺いたいとのことです。

ただ今の御説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

【委員】

前回の会議で、目標の達成の状況を見つつ、課題に対する要因を分析して事業の改善を図っていただくような評価手法を取り入れていただきたい旨要望しましたが、そうした視点をもとに評価手法が改善されていると思いました。

あとは、いかに県民にわかりやすく伝えられるかという視点で、担当課において評価シートを作成いただけるよう事務局の方でしっかりチェックいただきたいと思えます。

【議長】

御意見として、ありがとうございます。

【委員】

評価シートは、具体的な作成マニュアルのようなものが、各担当者に渡されるのでしょうか。これまで、事業の課題について、事業そのものの課題だと解釈されていることもあれば、事業の進め方の課題だと解釈されていることもあり、書く側によって書き方が変わっていました。また、箇条書きなのか、文章にして解釈した方が良いのか、というところが変わってしまうと、並んだときに読みづらくなることが懸念されます。どのように記述するのか、というところを丁寧に設定して、説明できると良いと思います。

【議長】

今の御質問及び御意見について、事務局よりお願いします。

【事務局】

記載例は付けるつもりですが、委員の御指摘の視点は大変重要なことで、必要なことだと思います。これまで、各課によって書き方が異なり、皆様には御不便をおかけしたと思います。申し訳ありませんでした。いただいた御意見を参考に、記載例等についても検討し、わかりやすいような形にしていきたいと思います。貴重な御意見、ありがとうございました。

【議長】

我々が見やすいかどうか以前に、評価の実施という点で非常に重要な御意見だったと思います。

【事務局】

追加でございますが、先ほど委員の仰っていたことと共通しておりますが、県民の方が読んだ時にわかりづらいところもあったかと思っておりますので、簡潔にわかりやすく、難しい言葉は注釈を付ける等、具体的なマニュアルを作って記載するようにしたいと思います。ありがとうございます。

【議長】

意見交換は以上になります。第4次千葉県青少年総合プランについては、県子ども計画に引き継がれる予定ではありますが、その間も指標や関連事業をしっかりと進捗を管理していただきますよう、お願いいたします。

【議長】

続きまして、「その他」として、委員の皆様から、この協議会で話し合いや情報共有が必要と思われることがございましたら、お話しいただけますでしょうか。

【議長】

それでは、御意見等ないようですので、事務局にお返しします。

皆様、御協力いただき、また貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

【司会】

会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回千葉県青少年問題協議会を閉会させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

令和6年3月19日

千葉県青少年問題協議会